

労働安全衛生規則等の一部改正(社会保険労働士による電子申請の代行における申請者の電子署名等の省略)について

厚生労働省
労働基準局安全衛生部計画課

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

- 現在、事業者等が労働安全衛生法等に規定された申請等を電子申請により行う場合、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術利用法」という。）等の規定により、事業者等の記名押印又は自筆による署名（以下「署名等」という。）に代わるものとして、事業者等の電子署名及び電子証明書の添付が必要とされている。また、当該手続を社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」という。）が電子申請により代行する場合には、情報通信技術利用法、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）等の規定により、事業者等及び社労士等双方の電子署名及び電子証明書が必要とされている。
- 今般、行政手続の簡素化のために、社労士等が労働安全衛生法等に規定された申請等を事業者等に代わり、電子申請により行う場合においては、社労士等が当該申請等の手続を代行する契約を締結していることを証する書面の添付をもって、事業者等の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができる旨の省令改正を行うもの。
- 対象とする手続は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 28 号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）及び作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）並びにこれらに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行う申請、届出、提出、報告等の手続であって、電子申請が可能である全てのものとする。

2. 根拠法令

- ・ 労働安全衛生法
- ・ じん肺法
- ・ 労働災害防止団体法
- ・ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- ・ 作業環境測定法
- ・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

3. 改正省令

- ・ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ・ じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）
- ・ 労働災害防止団体法施行規則（昭和 39 年労働省令第 19 号）
- ・ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）
- ・ 作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）

4. 公布時期

平成 29 年 9 月 1 日（予定）

5. 施行日

平成 29 年 12 月 1 日（予定）

労働安全衛生規則等の一部改正について (社会保険労務士による電子申請の代行における申請者の電子署名等の省略)

現行

現在、労働安全衛生法等に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、申請者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。また、届出等の電子申請率は非常に低調。(健康診断結果報告:0.08% 労働者死傷病報告:0.12%(平成27年度))

※国の行政機関が扱う申請・届出等の手続のオンライン利用率 47.3%(平成27年度)



改正内容

行政手続を簡素化し、申請者の負担を軽減するため、社会保険労務士が申請者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が申請者の申請手続きを代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、申請者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令の改正を行う。(平成29年12月1日施行予定)

※ あわせて、電子申請のためのマニュアルやリーフレットを作成・周知し、電子申請率の向上を図る。

